障　福　第332号

平成29年８月28日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

（指定都市・中核市に所在する事業所を除く）

　　　　　　　　　　神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス担当課長

（公印省略）

指定障害児通所支援事業等制度改正に係る経過措置終了後の新基準への適合状況について（依頼）

日ごろより、障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第６号）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（平成29年厚生労働省告示第83号）が公布され、平成29年４月１日から施行されました。

これらの省令・告示の改正により、児童発達支援管理責任者の要件及び直接支援職員について新たな基準（以下、「新基準」という。）が設けられましたが、平成29年３月末時点で既に指定を受けている指定障害児通所支援事業所（以下、「既存事業所」という。）については、経過措置が設けられています。ただし、この経過措置期間は平成30年３月31日までとなっており、経過措置終了後（平成30年４月1日以降）は既存事業所においても新基準を満たし、適正な運営体制を確保していただく必要があります。つきましては、現時点の事業所の従業員にかかる新基準への適合状況について児童福祉法第57条の３の３第４項に基づき報告を求めますので、関係書類の提出をお願いします。

１　対象事業　　平成29年３月末時点で既に指定を受けている障害児通所支援事業所

２　提出書類　　（1）児童発達支援管理責任者の要件の適合状況及び自己評価結果の

公表についての報告書（通所支援事業所全て）・・・資料１

　　　　　　　　（2）児童発達支援管理責任者の経歴書・・・資料２

　　　　　　　　　　（通所支援事業所全て）

　　　　　　　　（3）児童発達支援管理責任者の要件に関わる実務経験証明書及び

資格証の写し

　　　　　　　　（4）児童発達支援管理責任者の要件に関わる研修の修了証の写し

（5）人員基準確認シート・・・資料３

（放課後等デイサービスのみ）

（6）児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の要件に関わる

　　　実務経験証明書（写しでも可）、資格証の写し、卒業証明書等　の写し

（7）人員配置状況アンケート・・・資料４

　　　　　　　　　　（通所支援事業所全て）

※（3）（4）（6）については添付書類になりますので各事業所で

　　　　　　　　　　該当するものをそれぞれ提出してください。

３　提出方法　　各資料の注意事項等をよく読み、提出書類を作成して郵送により県障害福祉課事業支援グループに提出

郵送先　：〒231-8588　神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課事業支援グループ

　　　　　　　　　　　　　　　（住所表記不要）

４　提出期限　　平成29年９月29日（金）　必着

問合せ先

障害福祉課

事業支援グループ　指定担当

電話　045-210-4732